

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都世田谷区千歳台三丁目16番15号

氏名 株式会社エコ・エイト
代表取締役 須永 八十八

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成19年 5月13日

許可の有効年月日 平成24年 5月12日

1 事業の範囲

- (1) 収集運搬(積替え保管を含む)
- (2) 産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上13種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(以上11種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面)

- (1) 世田谷区千歳台三丁目16番15号
- (2) 大田区京浜島二丁目18番10号

3 許可の条件

- (1) 2(1)の積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

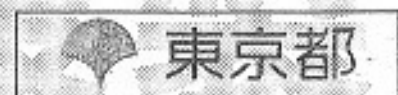
平成14年	5月13日	新規許可	
平成19年	5月13日	更新許可	第1回
平成20年	9月19日	変更届	2(2)の積替え保管施設の種類の減及び保管容量の変更
平成21年	2月20日	変更届	2(1)の積替え保管施設の種類の減及び保管容量の変更

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面有り)



2 積替え保管施設

(1) 世田谷区千歳台三丁目16番15号 積替え保管面積: 687m² 最大保管高さ: 2.1m

産業廃棄物の種類	保管容量	産業廃棄物の種類	保管容量
廃プラスチック類	コンテナ1個 : 8.20m ³	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	コンテナ1個 : 0.66m ³
木くず	コンテナ1個 : 0.66m ³		
金属くず	コンテナ1個 : 12.3m ³		保管量合計 : 21.8m ³

(2) 大田区京浜島二丁目18番10号 積替え保管面積: 693.94m² 最大保管高さ: 2.0m

産業廃棄物の種類	保管容量	産業廃棄物の種類	保管容量
汚泥	30Lドラム47本 : 1.4m ³	繊維くず	コンテナ1個 : 8.2m ³
廃油	30Lドラム47本 : 1.4m ³	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	200Lドラム缶12本 : 2.4m ³
廃酸	9Lドラム32個 : 0.28m ³	がれき類	コンテナ1個 : 8.2m ³
廃アルカリ	9Lドラム32個 : 0.28m ³	動植物性残さ	冷蔵庫 : 6.8m ³
廃プラスチック類(廃発 泡スチロール、輸液バッ ク、磁気カード及び機密 メディアを除く)	コンテナ2個 : 16.4m ³	廃プラスチック類、 金属くず (廃バッテリーに限る)	直置き(2段積み) : 1.5m ³
木くず	コンテナ1個 : 8.2m ³		保管量合計 : 55.06m ³

(以下余白)